

バイオマス発電設備導入等に向けた調査・設計業務委託 企画提案公募（プロポーザル）実施要領

1 趣旨

この要領は、バイオマス発電設備導入等に向けた調査・設計業務を委託するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により契約候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

なお、本募集は令和6年度「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金」の趣旨を遵守し実施するものとする。

2 委託業務の概要

（1）委託業務の名称

バイオマス発電設備導入等に向けた調査・設計業務委託

（2）委託業務の内容

別紙「バイオマス発電設備導入等に向けた調査・設計業務委託 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

（3）委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで

（4）委託料上限額

5,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであることに留意すること。

（5）担当部署

愛媛県県民環境部環境局環境・ゼロカーボン推進課環境企画グループ

3 企画提案公募（プロポーザル）の参加資格

本委託事業の実施に必要な能力を有し、次に掲げる要件を満たしている法人その他の団体とする。

- （1）令和5～7年度愛媛県競争入札参加資格者名簿に登録済み又は企画提案への公募参加申込時に愛媛県競争入札参加資格取得に必要な書類一式を提出できる者であること。
- （2）企画提案書の受付開始の日から提出期限の日までの間、愛媛県知事が行う入札参加停止措置の期間中にないこと。
- （3）本事業は経済産業省の補助金を活用予定であるため、企画提案書の受付開始の日から提出期限の日までの間、経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- （4）単独の法人もしくは複数の法人によって構成された共同事業者（共同事業者を構成する法人は、単独で応募することができない。また、他の応募している共同事業者の構成員となることもできない。）であること。なお、応募申込受付期間終了後、共同事業者の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続きの開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 以下に該当する者が役員の法人でないこと。
- ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられている者
- (7) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。
- ア 役員等（法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者
 - イ 暴力団（暴対法第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）であると認められる者
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、関与していると認められる者
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
- (8) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体や個人でないこと。
- (9) 本事業と類似の事業履行実績として、過去 5 年度の期間において実績を有すること。なお、類似の事業とは、企業、地方公共団体所有施設または土地等におけるバイオディーゼル等を動力源とする発電設備の設計又は設置事業とする。

4 スケジュール

- | | |
|-----------------|--------------------------|
| (1) 募集開始 | 令和 6 年 5 月 27 日（月） |
| (2) 質問受付期限 | 令和 6 年 6 月 10 日（月）午後 5 時 |
| (3) 参加申込書受付期限 | 令和 6 年 6 月 10 日（月）午後 5 時 |
| (4) 質問回答 | 令和 6 年 6 月 12 日（水） |
| (5) 企画提案書受付期限 | 令和 6 年 6 月 27 日（木）午後 5 時 |
| (6) プレゼンテーション審査 | 令和 6 年 7 月上旬（予定） |
| (7) 審査結果の通知 | 令和 6 年 7 月上旬（予定） |

5 実施要領等の配布

- (1) 配布期間
令和 6 年 5 月 27 日（月）から令和 6 年 6 月 10 日（月）午後 5 時まで
- (2) 配布方法

愛媛県のホームページからのダウンロードによるほか、下記の「12 問合せ先・提出先」で配布する。

ただし、仕様書の中で参照資料として示している、県が令和4年度に策定した「モデルプラン」については、冊子での直接配布となる。

なお、直接受け取る場合は、上記期間中、平日の午前9時から午後5時（正午から午後1時を除く。）とする。

6 参加申込書の提出

（1）提出書類及び提出部数

次に掲げる参加申込書及び添付書類を、各1部提出すること。

ア 参加申込書（様式1）

イ 会社概要（様式2）

ウ 類似業務実績整理表（様式3）

（2）提出期間

令和6年5月27日（月）から令和6年6月10日（月）午後5時まで（必着）

なお、持参する場合は、平日の午前9時から午後5時（正午から午後1時を除く。）とする。

（3）提出方法

持参、郵送又は電子メールにより、上記（2）の提出期間内必着で下記の「12 問合せ先・提出先」へ提出すること。

なお、郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付するほか、電子メールの場合は、メール送付後、担当窓口（環境・ゼロカーボン推進課 089-912-2346）に受領確認の電話を必ず行うこと。

（4）その他

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式4）を提出すること。

7 質問の受付と回答

募集内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

（1）受付期間

令和6年5月27日（月）から令和6年6月10日（月）午後5時まで（必着）

（2）受付方法

電子メールで受け付けることとし、下記の「12 問合せ先・提出先」宛てに質問書（様式5）を提出すること。（電話、来訪など口頭による質問は受け付けない。）

メール送付後、担当窓口（環境・ゼロカーボン推進課 089-912-2346）に受領確認の電話を必ず行うこと。

（3）回答方法

軽微なものを除き、県ホームページ上に質問に対する回答を掲載する。

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

なお、提出期限までに到着しなかった質問に対しては、回答しない。また、回答に

対する再質問は原則受け付けない。

8 企画提案の提出手続

プロポーザル参加者は、次により企画提案書を提出するものとする。

(1) 提出物及び提出部数

- ア 企画提案書送付文（様式6）・・・・・・・・・・1部
- イ 企画提案書（様式任意）・・・・・・・・・・6部
 - ・A4判、縦型、横書き、左綴じ（A3折込可）、ページ数制限なし（着色可）
 - ・委託予定事項の作業スケジュールを示すこと（様式任意）
- ウ 事業実施体制（様式7）・・・・・・・・・・6部
 - ・別途事業の実施体制図（外部協力事業者含む。）（様式任意）を添付すること。
 - ・外部協力事業者（税込100万円以上の取引に限る。）においても、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できないこと。
- エ 見積書（様式任意）・・・・・・・・・・1部
 - ・提案に必要な一切の経費を含めること。
 - ・積算内訳（業務区分ごとの人件費、必要経費等）を記載すること。

(2) 提出期間

令和6年5月27日（月）から令和6年6月27日（木）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送により、下記の「12 問合せ先・提出先」へ提出すること。
なお、郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付すること。

9 企画提案の審査

- (1) 県が設置する審査会において、別紙「審査基準」に基づき、企画提案書等の評価を行い、最優秀提案者を選定する。
- (2) 1企画提案書当たり20分以内で説明し、説明終了後に審査員が質問を行う。説明と質疑を含めて合計30分以内とする。
- (3) プレゼンテーションの実施日時、場所等の詳細については別途参加者に通知する。
- (4) 次のいずれかに該当するときは、選定の対象から除外する。
 - ア 上限額を超える金額での企画提案書の提出があったとき。
 - イ 企画提案書の提出後に参加資格を満たさないことが判明したとき。
 - ウ プレゼンテーションを欠席したとき。
 - エ その他、企画提案者を委託先とすることが著しく不適当と認められる事実が判明したとき。
- (5) 企画提案者が1者の場合であっても企画提案等の評価を行い、委託業者としての可否を審査する。
- (6) 審査結果の通知
 - 審査の結果は、全ての提案者に書面で通知する。
 - ただし、各提案者の順位や採点結果は公表せず、審査結果に関する質問は、一切

受け付けない。

10 契約の方法

- (1) 委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀提案者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、県と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。なお、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。
- (2) 別添仕様書は、最優秀提案者の企画提案内容によっては、県と提案者との協議等の結果に基づき、委託業務内容を追加、又は修正する場合がある。
- (3) 契約保証金は、愛媛県会計規則第 152 条の規定により、契約金額に契約保証金の率（10 分の 1 以上）を乗じた額を納付する必要がある。ただし、同規則第 154 条の規定に該当する場合は免除する。
- (4) 最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会において次点となった者を最優秀提案者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結することとする。その場合、契約締結に至らなかった提案者がそれまでに要した費用については、県は一切負担しない。

11 その他

- (1) プロポーザル及び契約の手続き並びに委託業務の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。
- (2) 提出書類は、選定作業のため必要最小限の範囲で複写することがある。
- (3) 提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的には使用しない。
- (4) 本企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (5) 著作権等に関する事項
 - ア 企画案の著作権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は県に帰属する。
 - イ 提案者は、県に対し、提案者が企画案を創作したこと並びに第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証するものとする。
 - ウ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ県に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
 - エ 提出された企画案その他本企画提案公募の実施に伴い提出された書類について、愛媛県情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。
- (6) 提出された企画提案書は返却しない。また、提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。ただし、県から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合がある。
- (7) 参加申込書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容に同意したものとみな

す。

12 問合せ先・提出先

愛媛県 県民環境部 環境局 環境・ゼロカーボン推進課 環境企画グループ

住所：〒790－8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

(持参の場合 愛媛県松山市一番町四丁目2番 NTT愛媛ビル2棟4階)

TEL：089－912－2346 FAX：089－912－2344

Eメール：kankyou@pref.ehime.lg.jp

審査基準について

- ・審査員は、次の基準に基づき審査を行い、その合計を審査点（100 点満点）とする。
- ・各審査員の審査点を合計した総合点を算出し、最高得点を得た者から順位を付ける。
ただし、順位決定を行う際に、同位の提案書が複数ある場合は、審査員の多数決により順位を決定する。
- ・総合点が、配点の合計得点（100 点）に審査員の人数を乗じた点数の 6 割を最低基準点とし、これを満たさない場合は選定しない。

区 分	評価項目	評価の視点	配点
業 務 遂 行 能 力	業務実績	本業務に類似する業務について豊富な実績を有しているか。	10
	実施体制	業務責任者及び主任担当者は、豊富な経験、専門性等を有しているか。また、本業務を効果的・効率的に実施するための体制が整えられているか。	5
	スケジュール	作業スケジュールについて、中間報告を含め、期日までに確実に遂行できるような実現性のある事業計画となっているか。	10
提 案 内 容	全体理解度	本業務の実施目的、業務内容を十分に理解した上で、全体の実施方針が提案されているか。	10
	バイオマス発電設備の整備・運用に向けた検討	令和 7 年度の整備、8 年度以降の運用に向けた具体性・実現性の高い提案内容となっているか。	15
		バイオディーゼル燃料の調達に関する知見があり、経済性も踏まえた検討が期待できるか。	5
	対象施設間の電力供給方法に係る検討	エネルギーマネジメントに関する見識が十分あり、最適な電力供給方法についての検討が期待できるか。	15
	独自性・創造性	提案内容に提案者の独自性、創造性がみられるか。	10
説 明	説明内容	説明や資料が分かりやすくまとめられるとともに、提案内容に説得力があるか。	10
経 費	見積金額	提案内容を実施するために必要な経費が的確に見積もられ、かつその額が合理的なものであるか。	10
合 計			100